

# 市政に活かせる新商品を募集します！

市内の中小企業が、技術開発助成などの公的支援を受けて開発した新商品を対象に、行政現場での活用可能性などを提案していただき、審査を経て、「認定新商品」を決定します。

この認定を受けることによって、市の担当部署のニーズに合致する「認定新商品」は、市が随意契約で購入することができ、市での使用実績を販路開拓 PR に活用できます。

また、試用部署によるモニター評価結果を、企業は営業戦略策定や製品の改良・開発にフィードバックすることができます。

## 《平成29年度認定新商品》

### 壁面緑化「Mグリーンウォール」



安全・デザイン、低コスト、簡単施工を建築、造園の両方面から徹底追及した画期的な屋内外の壁面緑化。  
地域特性に合わせた樹木を含む多種多様な植物の

生育が可能で、壁面緑化以外の装飾も可能。

株みんみん村（小倉南区富士見 2-11-11-206）

### PM2.5 濃度表示装置



1時間ごとに地域の自治体が公表するPM2.5濃度をLED表示します。さらに過去3時間分の濃度も同時に表示するため、その日の傾向が分かることも、注意が必要な濃度

( $36 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以上)になると赤く表示して注意喚起します。

ファームアイ（小倉北区浅野 3-8-1 AIM8F）

## 1 対象商品

次のすべての事項を満たす商品であること。

(1) 以下のいずれかの公的支援を受けた商品であること。

ア 北九州市中小企業技術開発振興助成金を活用して開発された商品

イ 新成長戦略推進研究開発事業を活用して開発された商品

ウ 北九州市環境未来技術開発助成金を活用して開発された商品

エ 北九州エコプレミアム産業創造事業に選定された商品

オ 北九州市建設リサイクル資材に認定された商品

カ 北九州市オンリーワン企業創出事業において認定された商品

キ 経営革新計画の承認を受けて生産する商品

ク 国の機関あるいは福岡県の研究開発助成金の決定を受けて開発を行った商品

ケ 上記ア～クに類すると認められる商品

(2) 市の機関において用途が見込まれ、かつ市の機関での購入実績の無いこと。

(3) 申請の時点が、商品の販売を開始してから概ね5年以内であること。

(4) 「新規性・独創性」、「有益性」、「公益性」があり、その生産計画が「実現可能性」のある物品であること。（サービスや工事・工法は対象外です）

(5) 北九州市グリーン調達方針に適合する商品であること。

(6) 関係法令に適合していること。

※ただし、医薬品類（医薬品、医薬部外品、化粧品、農薬）や食品類、動物類、試作段階のものは対象外です。

## 2 対象者

次の要件をすべて満たす方が対象となります。

- (1) 中小企業基本法第2条に定める中小企業者。
- (2) 発行済み株式の半分以上を中小企業者以外の会社が所有するなど、いわゆる「みなし大企業」ではないこと。
- (3) 市内に事業所を持ち、1年以上事業を営んでいる中小企業であること。
- (4) 対象新商品を生産している事業者であること。

ただし、北九州市物品等供給契約競争入札参加者の指名停止要綱に該当する事業者を除きます。

- (5) 市税を滞納していないこと。
- (6) 暴力団、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者でないこと。

## 3 申請方法

以下の書類を提出していただきます。

- (1) 北九州発！新商品創出事業認定申請書・実施計画
- (2) 直近の営業期間（2期分）の決算関係書類（販管費内訳、製造原価報告書含む）  
※これらの書類がない場合は、最近一年間の事業内容等の概要を記載した書類
- (3) 株主名簿または出資者名簿とその比率が分かるもの
- (4) 定款及び登記簿謄本のコピー（定款が無い場合は類するもの）
- (5) その他新商品に関する資料（製品カタログなど）
- (6) 市税の滞納がないことの証明
- (7) 役員名簿（役員の氏名、読み仮名、生年月日を明記）
- (8) 暴力団排除等に関する誓約書

\* 申請書・実施計画の様式（上記(1)(7)(8)）は、北九州市中小企業支援センターのホームページからダウンロードできます。（<http://www.ktc.ksrp.or.jp/trial/>）

北九州市 トライアル発注

検索

## 4 受付期間

平成30年4月2日(月)～平成30年6月1日(金)

## 5 申請後のスケジュール

申請書の提出（6月1日まで）⇒市役所内のニーズ調査及び審査（6月～7月）⇒認定（8月頃）

## 6 その他

- ・認定商品の購入を担保する制度ではありません。
- ・認定した商品の品質等を保証する制度ではありません。
- ・市が商品を購入した場合の報告、及び購入後の効果を2年間報告していただきます。
- ・申請書等の提出された書類は返却いたしません。

### 申し込み・お問い合わせ

北九州市産業経済局中小企業振興課 担当 畑間

〒804-0003 北九州市戸畑区中原新町2-1 北九州テクノセンタービル 1F

電話 093-873-1433 FAX 093-873-1434